保護者　様

　熊本県立八代清流高等学校

学校において予防すべき感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法第１９条により、生徒が感染症にかかった場合、学校での蔓延・流行を防ぐため出席停止の措置をとることができます。下記の学校感染症と診断された場合は、主治医の指示に従い、御家庭でゆっくり休養させてください。

　なお、出席停止の措置をとる場合は、医師による証明書が必要です。医療機関で発行される診断書が原則になりますが、医療機関の御好意により、学校が発行する証明書に記載していただける場合は、別紙への記入をお願いしてください。（但し、学校発行の証明書でも基本的には有料ですので、ご了承ください）

　証明書は、生徒が回復し登校する際、学級担任へ提出してください。

記

【学校において予防すべき感染症の種類】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 疾病名 | 出席停止期間 |
| 第１種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで |
| 第２種 | インフルエンザ | 発症した後（発熱の翌日を１日目として）５日を経過し、かつ、解熱後２日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または、５日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで |
| 麻疹（はしか） | 解熱した後３日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| 風疹（三日はしか） | 発疹が消失するまで |
| 水痘（水ぼうそう） | すべての発しんがかさぶたになるまで |
| 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後２日を経過するまで |
| 結核 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第３種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症腸チフス、パラチフス流行性角結膜炎急性出血性結膜炎その他の感染症 |